

令和8年度あわら市地域活動支援センター（Ⅲ型）事業委託業務その2

公募型プロポーザル実施要領

令和8年2月13日

あわら市（以下「市」という。）が実施する、令和8年度あわら市地域活動支援センター（Ⅲ型）事業委託業務その2（以下「本事業」という。）に係る委託候補者の選定にあたり、本事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき公募型プロポーザルを実施する。

1 対象事業の概要

- (1) 事業件名 令和8年度あわら市地域活動支援センター（Ⅲ型）事業委託業務その2
- (2) 事業の仕様等 令和8年度あわら市地域活動支援センター（Ⅲ型）事業委託業務その2仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで
- (4) 委託限度額 250万円（非課税）

2 担当課（書類の提出及び問い合わせ先）

福井県あわら市健康福祉部福祉課

所在地 〒919-0692 福井県あわら市市姫三丁目1番1号

電話番号 0776-73-8020

メール fukushi@city.awara.lg.jp

3 参加者の資格要件

公募型プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる参加者の資格要件（以下「資格要件」という。）全てを満たす者とする。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 障がい者のための援護対策として指定障害福祉サービス事業者等又は指定相談支援事業者の実績を実施要領の公表日までの概ね5年以上有し、安定的な運営が図られている法人であること。
- (3) 開設時期までに、あわら市内に申請した施設及び設備等が設置されているか又は設置が確約できること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は更生手続き開始の申立てをしてい

る者及び申立てをなされている者で、会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者であること。

- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は再生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者であること。
- (7) 令和 7・8 年度あわら市入札参加資格者名簿に登録済であること。
- (8) 参加表明書類の提出日において「あわら市契約に係る指名停止措置要綱」に基づく指名停止を受けていない者及び指名停止の措置要件に該当しない者であること。
- (9) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (11) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者であること。

4 プロポーザルに関する手続き

事務内容	期間・期日
① 手続き開始の公告	令和 8 年 2 月 13 日（金）
② 募集要領等の配布	令和 8 年 2 月 13 日（金）～
③ 質問受付	令和 8 年 2 月 13 日（金）～令和 8 年 2 月 27 日（金）
④ 参加表明書類等受付	令和 8 年 2 月 13 日（金）～令和 8 年 3 月 5 日（木）
⑤ 実施計画書等受付	令和 8 年 3 月 2 日（月）～令和 8 年 3 月 6 日（金）
⑥ 提案内容審査	令和 8 年 3 月 11 日（水）※予定（別途通知）
⑦ 審査結果通知書交付	令和 8 年 3 月 18 日（水）※予定（別途通知）

（1）提案書様式等の入手

公募型プロポーザルに係る様式等及び実施要領については、あわら市のホームページからダウンロードして入手すること。なお、窓口又は郵送での配布は行わない。

・ホームページアドレス

<https://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/industry/industry01/industry0106>

（2）実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、「様式第 1 号 実施要領等に関する質問書」により受け付けるものとする。

- ① 質問受付 令和 8 年 2 月 27 日（金）午後 5 時（必着）まで
- ② 提出方法 原則として電子メールにより福祉課に送付すること
- ③ 回答方法 原則として電子メールによる。質問要旨及び回答は、あわら市ホ

ームページに掲載する。

④ 回答期限 令和8年3月3日（火）まで隨時回答を行う。

（3）参加表明書等の提出（必須）

参加者は、「様式第2号 参加申込書兼役員等調書兼照会承諾書」及び「様式第3号 暴力団又は暴力団員等ではないこと等に関する表明・確約書」に添付書類を添えて次のとおり提出するものとする。

① 提出期限 令和8年3月5日（木）午後5時（必着）

② 提出方法 福祉課に持参又は郵送で提出

（ア）持参する場合は、提出期限までの午前9時から午後5時までの間に福祉課窓口に提出すること。

（イ）郵送する場合は、書留郵便により、提出期限までに到着するように送付すること。

③ 留意事項 提出期限までに参加届出書を提出しなかった者は、以降の手続きに参加できないものとする。

（4）提出書類一覧

様式	
様式第1号	実施要領等に関する質問書
様式第2号	参加申込書兼役員等調書兼照会承諾書
様式第3号	暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書
一	国税及び地方税納税証明書 ※発行後3カ月以内のもの（写し可）
様式第4号	運営実績報告書
一	定款、寄附行為等、規約その他これに類する書類 ※最新のもの（写し可）
様式第5号	企画提案書（法人の概要・事業計画等）
様式第6号	あわら市地域活動支援センター（Ⅲ型）事業委託業務収支予算書
一	法人の財務状況に関する書類 ※直近の決算書（財務諸表）
様式第7号	設置予定施設の概要

① 提出書類はA4版縦型フラットファイルに左綴じ（折込可）とし、ファイルの表紙及び背表紙に「あわら市地域活動支援センター（Ⅲ型）業務委託事業者応募」「法人名」「正本又は副本」を記載し、各書類の間には仕切り紙を挟み、仕切り紙には提出書類に該当する番号を記したインデックスを添付すること。

② 提出部数 正本1部、副本5部、電子媒体1部

③ 提出期限 令和8年3月6日（金）午後5時（必着）

④ 提出方法 福祉課に持参又は郵送で提出

（ア）持参する場合は、提出期限までの午前9時から午後5時までの間に福祉課窓口に提出すること。

(イ) 郵送する場合は、封筒に「実施計画書等在中」の旨を朱書きして、書留郵便（あわら市健康福祉部福祉課あて親展）にて令和8年3月6日（金）までに到達するよう送付すること。

⑤ 留意事項

(ア) 計画書は、様式に従って作成すること。

(イ) 提出書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円及び日本の標準時に定める単位に限る。

(ウ) 提案の実現可能性を検討するために、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることができる。

(エ) 実施計画書等は参加申込書提出者1者につき1提案のみ受け付ける。提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。

(5) 実施計画が無効となる場合

次のいずれかに該当する実施計画は、これを無効とする。

① 資格要件を満たさない者、又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案

② 参加届出書を提出しなかった者又は参加届出書に虚偽の掲載を行った者による提案

③ ④ (4) に示す委託契約額の上限額を超える提案

④ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心理留保）、第94条（虚偽表示）、又は第95条（錯誤）に該当する提案

⑤ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

⑥ その他、公募型プロポーザルに関する条件に違反した提案

5 委託候補者の決定方法について

(1) 実施計画の審査

実施計画の審査は、別途設置する「公募型プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）が行うものとする。

(2) 委託候補者の決定

① 審査会では、先に提出した実施計画書等に基づき、公募型プロポーザル参加者によるプレゼンテーションを行い、最も優れた提案者（委託候補者）及び次点者を特定するものとする。

② 審査会への出席は5名以内とする。

③ 審査会においては、提出された実施計画書の説明（20分以内）及び審査委員からの質疑応答を行う。

④ 説明に際して用いることができる資料は、提出した実施計画書のみとする。説明のために資料を追加して提出することはできない。

⑤ 市は、審査会からの報告を基に、委託候補者及び次点者を決定するものとする。

＜審査会の開催日時と場所＞

日時 令和8年3月11日（水）午前10時00分から（予定）

場所 あわら市役所2階 203 会議室

(3) 地域活動支援センター（Ⅲ型）の設置については、全ての応募法人の中から選定委員会において次のア～オの方法に基づき、委託候補者を決定する。最優秀提案事業者が辞退した場合等においては、他の提案事業者から繰り上げ委託候補者とする。

- ア 出席委員ごとの採点合計の順位において、1位の獲得数が最も多い法人1者が最優秀提案事業者であり、委託候補者とする。
- イ 出席委員ごとの採点合計の順位において、1位の獲得数が同数であった場合、出席委員による1位の合計点数の最も高い法人1者が最優秀提案事業者であり、委託候補者とする。
- ウ 出席委員による1位の合計点数が同点の場合、当該法人だけを対象に、出席委員による2位以下の順位の合計点の最も高い法人1者が最優秀提案事業者であり、委託候補者とする。
- エ 出席委員による2位以下の順位の合計点が同点の場合、対象となる法人に1位を付けた委員以外の委員の順位により、2位の獲得数が最も多い法人1者が最優秀提案事業者であり、委託候補者とする。また、2位の獲得数が同数の場合は、対象法人に1位及び2位を付けた選定委員以外の委員の順位により、3位の獲得数が最も多い法人1者が最優秀提案事業者であり、委託候補者とする。
- オ アからエまでの手順でも優劣がつかない場合は、対象の法人について、選定委員会において、各選定委員の審査項目ごとの採点結果の集計表（委員名は匿名）を基に協議して2つの法人を選択した上で、多数決（挙手制）の方法により出席委員の過半数を獲得した法人1者が最優秀提案事業者であり、委託候補者とする。可否同数のときは、委員長（議長）の決する法人1者が最優秀提案事業者であり、委託候補者とする。

(4) 公募型プロポーザル参加者への審査結果の通知

市は、委託候補者及び次点者を決定した後、各参加者に関する決定内容について、速やかに文書で通知するものとする。

6 公募型プロポーザルへの参加を途中で取りやめる場合の手続きについて

参加届出書を提出した者が、公募型プロポーザルへの参加を途中で取りやめる場合には、「様式8号 辞退届」を福祉課に持参又は郵送の方法により提出しなければならない。

7 契約の締結について

(1) 契約締結の手続きについて

- ① 市はあわら市契約事務規則（平成 16 年あわら市規則第 46 号）に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。
- ② 本事業の事業委託仕様書は委託候補者が提出した実施計画書等をもとに作成するが、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、市と委託候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で事業委託仕様書を作成することがある。この場合において、委託候補者との協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

(2) 契約保証金について

委託候補者は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、契約事務規則第 50 条第 2 項の規定に該当する場合は免除する。

8 公募型プロポーザルの公正確保について

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、公募型プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に実施計画書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、委託候補者の決定前に、他の参加者に対して実施計画書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、公募型プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を公募型プロポーザルに参加させず、又は公募型プロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

9 その他

- (1) 公募型プロポーザルへの参加に要する経費は全て参加者が負担するものとする。
- (2) 参加者が市に提出した書類は返却しない。
- (3) プロポーザルは優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

別表

地域活動支援センター（Ⅲ型）事業委託事業者選定審査に係る評価項目等

評価項目	評価内容	配点	合計
法人等の状況	財務状況		10点
	適正な収支計画、妥当な委託料の積算になっているか。	5点	
	事業計画からみて委託料の積算が妥当であるか。	5点	
管理運営	地域活動支援センターに対する理解		30点
	地域活動支援センターの役割に対する理解度は十分か。	10点	
	障害者支援に対する基本的な考え方は十分か。	10点	
	適切な人員配置となっているか。	10点	
業務体制	サービス提供方針や年間行事計画等について		20点
	利用者の利便性を踏まえた施設の開所日時の設定となっているか。	10点	
	利用者の立場に立った内容、心身の状態・能力に応じた内容のサービス提供となっているか。	10点	
	地域活動支援センターの業務運営体制		30点
	人権擁護・虐待防止・個人情報保護・情報公開に対する意識、体制は十分か。	5点	
	職員研修への取組みはどうか。	5点	
	苦情処理に対する体制は適切か。	5点	
	災害・事故・防犯対策は適切か。	5点	
	衛生管理及び感染症対策は適切か。	5点	
	関係機関との連携に対する取り組みはどうか。	5点	
プレゼン内容	応募の理由と意欲について	5点	10点
	提出資料や説明のわかりやすさについて	5点	
合計		100点	

- ・合計点数は100点満点で、審査基準点は60点以上とし、下回ったものは失格とする。（配点合計の6割以上）
- ・審査対象事業者が1事業者の場合も、上記基準点を適用するものとし、基準点に満たない場合は選定しないものとする。